

令和3年度（第2期）
尾道市事業継続特別支援金Q & A
（1月分・2月分）

令和4年3月18日現在
令和4年3月24日一部修正

【支給対象者について】

Q1：中小事業者の定義は何ですか。

A：中小企業基本法第2条第1項に規定されている事業者です。具体的には次のとおりです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・運輸業・その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(出典：中小企業庁HPより)

Q2：飲食業等と直接取引はありませんが、対象になりますか。

A：この支援金は、緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により売上が減少した市内中小事業者を幅広く支援するものです。上記の影響を受け間接的に売上が減少した、全ての業種が対象となりえます。

Q3：個人事業主の定義は何ですか。

A：ここでいう個人事業主とは、原則、事業所得（卸売・小売・サービス業など）のある個人（具体的には税務署に開業届を提出している個人）を意味します。

Q4：NPO法人や公益法人等は対象になりますか。

A：今回の支援金に関しては、支給対象として含まれます。NPO法人に加え、社会福祉法人や医療法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業協同組合中央会等、法人税法別表第二に該当する法人も支給対象として含まれます。

Q5：大企業やみなし大企業は、この支援金を受け取れますか。

A：今回の支援金に関しては、中小企業基本法で定義する中小企業（個人事業主含む）が受け取ることができるため、大企業やみなし大企業は対象外としています。

※「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当しない会社及び個人です。

Q6：応援金の対象外となる「みなし大企業」とは何ですか。

A：次の条件に該当する企業は大企業とみなして、支給の対象から外します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円をこえる中小企業者

Q7：尾道市内に事業所があり本社が尾道市外にある場合、この支援金を受け取れますか。

A：対象外となります。具体的には、中小法人は履歴事項全部証明書に記載されている本店の住所、個人事業主は住民票の住所が尾道市内にあることが条件です。

Q8：尾道市内に本社があり営業所が尾道市外にある場合、この支援金を受け取れますか。

A：対象となります。

Q9：常時使用する従業員や資本金の基準日は。

A：申請日時点とします。

Q10：いつの時点で本社が尾道市内にあれば対象ですか。

A：2022年対象月の前月中に、尾道市内に本社がある事業者が対象となります。
例えば、2022年1月に福山市から尾道市へ本社を移転した場合、2022年2月分が対象月となります。

Q11：2022年3月以降に事業所の所在地を尾道市外へ移転させました。1月と2月の時点で事業所が尾道市にあったので、この支援金を申請することはできますか。

A：申請時点(3月18日以降)で尾道市に事業所がないため、この支援金を申請することはできません。

Q12：医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で資本金がない場合、どのようにして中小企業者等に該当するか判断すればいいですか。

A：常時使用する従業員の数で判断してください。

Q13：尾道市外にも事業所を所有していますが、常時使用する従業員数は尾道市内の事業所にいる従業員数で判断すればいいですか。

A：尾道市内だけでなく、市外の事業所も含めた事業者全体での人数で判断します。

Q14：今回申請ができる飲食店とは、具体的にどのような店舗ですか。

A：対象月の広島県感染症拡大防止協力支援金の支給対象となっていない飲食店です。

※いずれも、申請は店舗単位ではなく事業者単位です。

Q15：資料で例示されている業種以外の事業者であっても支給対象となりますか。

A：資料で例示されている業種以外であっても、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業または外出自粛等の影響を受けて、2022年の対象月の売上が2019年～2021年の同月と比べて30%以上減少していれば、支給対象になり得ます。

【支給要件について】

Q16：一つの会社の中に、酒類卸売部門と食料品卸売部門があり、それぞれ事務所があり、飲食店と取引しています。事務所ごとに申請できますか。

A：申請は事業者単位となりますので、複数の事務所があったとしても、申請は一度だけです。

Q17：飲食業を経営しています。広島県感染症拡大防止協力支援金の受給資格がありましたが、申請を忘れていました。この支援金を受け取ることはできますか。

A：広島県感染症拡大防止協力支援金の対象者は、この市の支援金の対象外のため、申請漏れの場合であっても、この支援金を受け取ることはできません。

Q18：国の事業復活支援金や広島県頑張る中小事業者月次支援金を申請していませんが、この支援金を申請することはできますか。

A：申請できます。
ただし、この支援金の支給額は、国や広島県の支援金の支給を受けていなくても受給したものとみなして算定します。

Q19：飲食店に内装工事、設備工事に関するサービス等を提供しており、飲食店の時短営業の影響を受けている場合は、支給対象になりますか。

A：まん延防止等重点措置の適用地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に対して、サービスを提供しており、同飲食店の時短営業により、売上が減少した場合は、支給対象になります。

Q20：サラリーマンをしながら、兼業農家をしています。今回の支援金の対象となりますか。

A：事業収入のある個人事業主の方は対象となります。

Q21：業務委託契約で仕事を受注し、雑所得で確定申告しています。今回の支援金の対象となりますか。

A：今回の支援金では、個人事業主は、原則、事業所得のある個人（具体的には税務署に開業届を提出している個人）の方を対象としています。ただし、雇用契約によらない業務契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合には、そのことを証する書類（業務委託契約書）等を提出できる場合に限り対象とします。

Q22：一事業部単位では、支給要件を満たすものの、事業者全体では支給要件を満たさない場合でも対象となりますか。

A：事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象外です。

Q23：開業して間もない（前年、前々年の売上が比較できない）、新規創業も対象となりますか。

A：2021年10月までに開業されている方であれば、新規創業の方でも、対象としています。

新規創業のほか、法人合併や連結納税の特例、事業承継などの特例事項は、広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の特例事項に準じます。詳しくは頑張る中小事業者月次支援金の申請要領をご覧ください。

Q24：廃業予定です。この支援金を受け取れますか。

A：この支援金は、今後も事業を継続する意思がある事業者を対象としているので、廃業又は破産等を予定している場合は、支給対象外です。

【支援金の支給について】

Q25：支援金が振込まれたら連絡がきますか。

A：振込み済みの連絡はしません。

振込み前に、支給要件を満たしていることが確認出来た場合は、「支給決定通知書」を発送します。支給要件を満たさないと判断した場合等には、「不支給決定通知書」を発送します。

※ 申請に不備・不明点がある場合、電話等で確認させていただきます。

※ 支給決定通知の到着前に、支援金の振込が行われる場合がありますので、ご了承ください。

Q26：申請後、どれくらいで支給されますか。

A：なるべく速やかに支給する予定ですが、書類審査等を経て、1ヶ月程度で支給予定です。

Q27：現金での受取はできますか。

A：できません。指定された口座への振込のみとなります。

【申請方法、申請書類・提出資料について】

Q28：申請書にある法人番号がわかりません。どうやって調べればいいですか。

A：国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。

Q29：1月分は2020年1月と比較し、2月分は2021年2月で比較するといったように、比較する月の年度が違っていてもいいですか。

A：比較月が同じであれば、年を統一する必要はありません。

Q30：申請書はどこで入手できますか。

A：尾道市役所のホームページからダウンロードできます。また、尾道市役所本庁舎1階商工課、市役所の各支所、商工会議所・商工会でも配布しています。

Q31：国・県の支援金や前回の尾道市事業継続特別支援金を申請していますが、この支援金の関係書類の提出を省略できませんか。

A：省略はできません。申請者の状況を審査するため、売上の確認できる書類や本人確認の写し等の添付書類を提出してください。

Q32：申請書をメールで提出することはできますか。

A：電子メールでの申請は受付しておりません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

(提出先) 〒722-8799

(尾道郵便局留め)

尾道市土堂二丁目10-3

令和3年度(第2期)尾道市事業継続特別支援金事務局

Q33：記入方法や提出書類の確認のため窓口を持参したいのですが、対応してくれますか。

A：窓口での相談を希望される場合は、事前に事務局へご連絡ください。なお、関係書類にはそれぞれ記入例をつけていますので、申請する際の参考にしてください。窓口にお越しになる場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底(マスクの着用や少人数での来庁など)をお願いします。

Q34：申請書に代表者印を押印する欄がありませんが、押印しなくてもいいのですか。

A：押印省略の取り扱いとして申請書を提出することになります。

尾道市において、支援金の支給決定後、提出した申請書は請求書として取り扱います。このとき、漢字や計算の間違いなど、軽微な修正であっても二重線や修正テープ等による修正ができないため、記入例や申請の手引き(P.14)を参考に、必要事項を正しく記入し提出してください。

Q35：誓約書に押印欄が見当たりませんが、押印しなくてもいいのですか。

A：申請者（法人の代表者または個人事業主）の自署をもって、誓約事項に同意したものとみなします。

ただし、ゴム印等の使用や記名での誓約書は無効となり、再提出となりますので、必ず自署してください。

Q36：対象月の一方が支給要件を満たしていない場合は、その月の売上が確認できる書類などを提出する必要はありませんか。

A：支給要件を満たさない月（売上減少率が30%未満など）の売上が確認できる書類等は、提出する必要はありません。

このとき、計算シートの申請額欄には「0円」を記入してください。

Q37：「責任者氏名」とは誰を記入すればいいですか。

A：この支援金の申請・請求にかかる責任者の氏名を記入してください。請求書等を発行する部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、発行するにあたり責任を有する方をいいます。

（例：経理部 尾道太郎、総務部 尾道花子 など）

Q38：責任者と担当者が同じ場合は、どのように記入すればよいですか。

A：「責任者」及び「担当者」欄にそれぞれ同じ人の氏名を、フルネームで記入してください。

Q39：代表者、責任者、担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営している場合等）、責任者等の欄はどのように記入すればいいですか。

A：代表者の職名と氏名は必ず記入してください。「責任者」及び「担当者」欄には、「同上」など、氏名の記入を省略せず、それぞれ同じ人の氏名をフルネームで記入してください。

Q40：連絡先は携帯電話でもよいですか。

A：固定番号の番号を記載してください。固定電話を設置していない場合のみ、携帯電話番号を記載してください。

【その他】

Q41：この支援金は課税対象ですか。

A：補助金等は税法上収入として扱われるため、課税対象です。事業所得として申告することになります。

Q42：国、県、市から支給された支給金や補助金は事業収入に含まれますか。

A：含まれません。支給額を計算するに当たっては、事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た支給金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた金額を用います。